

これらは ハラスメント行為 になります!

身体的暴力



- 物を投げる
- 体をたたく
- つねる
- 手を払いのける
- つばを吐く
- 蹴る
- ひっかく

精神的暴力



- 大声を出す
- 怒鳴る
- 無視する
- 威圧的な態度で文句を言う
- 理不尽な要求をする

セクシュアルハラスメント



- 必要もなく触る
- 抱きしめる
- 性的な話をする
- 卑猥な言葉を発する
- サービス提供と無関係に下半身を出す

相手が脅威・不快だと感じれば、それはハラスメントです

ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、職員の心身に悪影響を与えます。状況によっては、契約条項や重要事項説明書に基づきサービスの提供が終了となる場合があります。

※認知症等の病気または障害の症状による言動については、適切な治療・ケアが提供できるよう、主治医やケアマネジャー等と連携を図ります。

ハラスメント防止にご理解とご協力をお願いします。

ハラスメントのない在宅ケアサービスをめざして

近年、訪問介護・訪問看護等を行う職員に対する利用者やご家族等からの暴力・ハラスメント等が問題になっています。

「利用者からハラスメントを受けた」職員 ※

4～7割

「利用者の家族等からハラスメントを受けた」職員 ※

1～3割

ハラスメントを受けた職員は、心身に大きな影響を受けています。

ケガをしたり
病気になった職員 ※

1～2割

仕事を辞めたいと思った
ことのある職員 ※

2～4割

※令和4年 厚生労働省：介護現場におけるハラスメント対策マニュアル より

サービス利用にあたっての茨城県からのお願い

高齢化が進み在宅ケアの需要は高まっていますが、人材は不足しています。
ハラスメントによる職員の離職を防ぎ、安心して働き続けられる環境を整えることは、皆様への適切なサービスの提供につながります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりがサービスの適切な利用にご協力ください。

茨城県社会福祉協議会では、茨城県の委託を受け在宅ケアに携わる職員を対象に「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」を設置しております。

